[報告 1]

担い手・農地対策の今後の進め方について

木村政男（ＪＡ全中担い手・農地総合対策部　担い手・農地対策室室長）

平成 21 年 6 月 17 日に農地関連改正法案が可決し、今年の年末までに施行されることとなった。

農地制度の変更内容

① 今回の改正の大きなポイントは、「農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限に利用する」「これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する」の２ 点。ただし、農地の所有についてはこれまで通り制限をし、また地域コミュニティを重視することとなっている。つまり、農地の受け手の筆頭はあくまでも地域 の担い手であり、担い手がいない地域については、新規就農者、NPO 法人、地域企業などを対象とする。地域外の受け手は、あくまでも最終的な位置づけである。

② 農地の適正かつ効率的な利用について、新たに責務規定が設けられた。これを前提として、農地転用規制の強化、遊休農地対策の強化等の措置を講じることが可能となる。

③ 農業生産法人の要件について、出資制限が見直された。作業委託農家も賃借権を設定している人と同等に位置づけられることにより、集落ぐるみの営農が進めやすくなる。また、関係事業者の議決権制限の緩和により、加工・販売面で関連事業者との連携を深め、財務基盤の強化を目指す。

④ これまでの標準小作料に代わり、農地の種類、整備事業の実施状況別に、農業委員会が各地域における圃場の賃借料の目安を調査し、情報提供することとなった。

⑤ 全国の市町村において、地域内の農地を一括して引き受け、まとまったかたちで担い手に再配分を行う仕組み（農地利用集積円滑化事業）を創設。

⑥ 共有農地に係る農用地利用集積計画による利用権設定は、共有持分の１/２を超える同意で行なえるようになる。

⑦ 農協も自ら農業経営を行なえるようになる。

⑧ 集落営農の法人化要件の緩和。これにより、地域内の多様な人材が確保できるとともに、地域活動など農業以外の事業に取り組む法人を設立することも可能となる。

⑨ 相続税の納税猶予制度の見直し。

ＪＡグループの担い手･農地対策について

JA は、農地制度改革に対応しながら農地をフル活用・高度活用し、生産力を高め、担い手の農業所得の増大を図る。さらに、すべての JA が農地利用集積円滑化事業に取り組み、組合員の農地の保全管理にかかる安心システムを提供することを目指す。

現在、農地保有合理化事業（賃貸借）の実績としては、その 6 割を JA が担っている。しかし、事業に取り組んでいるのは、全国の JA の４割に過ぎない。今後、「農地を縮小したい」「農業をやめたい」と考えている農家に対し、JA はその受け皿としての役割を担っていく必要がある。

農地制度改革に対応した JA の具体的な取り組みは、以下の通り。

① 営農意向調査を実施し、農地利用長期ビジョンを作成。

② 農地利用集積円滑化団体として、農地の出し手と担い手間を調整する役割を担う。

③ 農地の出し手に対しては、農地受け手とのマッチング、生活設計支援などの対策。

④ 担い手に対しては、農業経営管理支援、ＴＡＣ、販売・購買、融資、営農リスク対応の強化。

⑤ 新規就農支援対策（募集・研修・就農支援・営農経営支援）。

⑥ 担い手の育成・確保を目的とした JA 出資型農業生産法人、JA による農業経営。現在、JA 出資型農業生産法人は増加傾向にあるが、経営状況の悪いところも多い。収支確保は原則である。

⑦ 総合的な推進体制の構築。